

# 「第3次高知県DV被害者支援計画」取組案(現計画、新計画新旧比較表)

資料4

柱	現計画			次期計画(第2回委員会時点)案			次期計画(修正案)		
	目標	取組項目	取組の内容	目標	取組項目(案)	取組の内容(案)	目標	取組項目(案)	取組の内容(案)
1 DVを許さない社会づくり	(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進			(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進			(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進		
	① 関係機関・団体の連携強化	1	ブロック別関係機関連絡会議の開催	① 関係機関・団体との連携強化	1	ブロック別DV関係機関連絡会議の開催	① 関係機関・団体との連携強化	1	ブロック別DV関係機関連絡会議の開催
		2	DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大		2	DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大		2	DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大
		3	市町村との連携強化		3	市町村との連携強化		3	市町村との連携強化
		4	庁内及び関係機関との情報共有の充実と適切な情報管理の徹底		4	民間支援団体との連携		4	民間支援団体との連携
		5	民間支援団体との連携及び活動助成		5	各団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発の実施		5	各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発の実施
	② 基本計画の策定と取組の推進	6	県基本計画の策定と取組の推進						
		7	市町村基本計画の策定と取組の推進						
	(2) DV防止のための教育・普及啓発			(2) DV防止のための教育・普及啓発			(2) DV防止のための教育・普及啓発		
	① 生涯にわたる人権教育の推進	8	学校・保育所・幼稚園における人権教育の推進	① 生涯にわたる人権教育の推進	6	学校・保育所・幼稚園における人権教育の推進	① 生涯にわたる人権教育の推進	6	学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進
		9	対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施		7	対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施		7	対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施
		10	教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施						
		11	県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施						
		12	市町村職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の実施						
	13	地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施		8	地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施		8	地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	
	14	職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施		9	職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施		9	職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	

活動助成は、3-(3)②に「民間シェルターへの支援」を移動、項目出し

本計画のことであり、あえて記載しない。

2-(2)②「市町村の取組強化」へ移動

2-(3)③「職務関係者への研修」に移動

柱 目 標	現計画		考え方など	次期計画(第2回委員会時点)案		次期計画(修正案)					
	取組項目	取組の内容		取組項目(案)	取組の内容(案)	取組項目(案)	取組の内容(案)				
1 DVを許さない社会づくり	② DV防止の意識啓発の拡充	15 県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発	各種相談窓口として、まとめて記載。	県が市町村の広報紙を活用して意識啓発を行うように読めるため、「市町村に対しての働きかけ」と分かるよう②-11に明記。また、広く関係機関に対象を拡大。	② DV防止の意識啓発の推進	10 広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発の実施	② DV防止の意識啓発の推進	10 広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発の実施			
		16 市町村における広報紙等を活用した意識啓発				11 市町村等関係機関・団体への広報・意識啓発実施の働きかけ		11 市町村等関係機関・団体への広報・意識啓発実施の働きかけ			
		17 リーフレット等の作成及び配布による意識啓発				12 リーフレット等の作成及び配布による意識啓発		12 リーフレット等の作成及び配布による意識啓発の実施			
		18 「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した集中的な広報啓発				13 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な広報啓発の実施		13 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施			
		19 高齢者、障害者、外国人の相談窓口でのDVに関する広報啓発				14 若者や高齢者、障害者、外国人等を対象とした各種相談窓口でのDVに関する広報啓発		14 若者や高齢者、障害者、外国人等を対象とした各種相談窓口でのDVに関する広報・啓発の実施			
		20 思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発									
	③ 若者に対するデートDVの予防の強化	21 広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発	(3)若年層に対する予防教育の推進	① 若い世代におけるデートDV防止に向けた教育の実施	① 若い世代におけるデートDV防止に向けた教育の実施	15 広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した広報啓発の実施	(3)若年層に対する予防教育の推進	① 若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施	15 広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した広報・啓発の実施		
		22 リーフレット等の作成及び配布による意識啓発							16 リーフレット等の作成及び配布による広報啓発	16 リーフレット等の作成及び配布による広報・啓発の実施	
		23 中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施							17 中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施	17 中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施	
		24 教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施							18 教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	18 教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施	
		25 児童生徒が安心して相談できる環境づくり									
		26 思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発							19 思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発	19 思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報・啓発の実施	
	(3)被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上		2- (4)「誰もが相談しやすい環境づくり」に移動。	4- (1)「DV被害者の生活再建」①に移動し、継続支援に修正。	2- (3)「人材のスキルアップ」①に移動。						
	① 人材の確保	27 配偶者暴力相談支援センターへの自立支援員の配置								2- (2)「配偶者センターの機能強化」②に移動。	連携に含める。
	② 相談員等の専門性の向上	28 相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加									
		29 直接被害者と接する県、警察及び市町村相談窓口職員等に対する研修の実施									
		30 被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配布									
		31 各種研修情報の収集及び提供									
		32 相談員に対するスーパーバイズの実施									
	33 女性相談支援センターと児童相談所との連絡協議会の開催										
③ 相談員のメンタルヘルスケアの充実	34 各種メンタルヘルス研修受講の推進										
	35 相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備										

柱	目	現計画		考え方など	目	次期計画(第2回委員会時点)案		目	次期計画(修正案)	
		取組項目	取組の内容			取組項目(案)	取組の内容(案)		取組項目(案)	取組の内容(案)
1	DVを許さない社会づくり	(4)加害者への対応		3-(1)「一時保護と安全の確保」①に移動。  加害者の気づきを促し、相談につなげることで、更生につなげていくとの一連の流れから、まとめた。	(4)加害者への対応		「PRINK」は、予防のための啓発広報がメインで、直接加害者には関わっていないため、削除。	(4)加害者への対応		
		① 加害者への厳正な対応	36 現場警察官の加害者への対応能力の向上		① 加害者への厳正な対応	20 現場警察官の加害者への対応能力の向上		① 加害者への厳正な対応	20 現場警察官の加害者への対応能力の向上	
			37 保護命令が出された加害者に対する警告の実施			21 保護命令が出された加害者に対する警告の実施			21 保護命令が出された加害者に対する警告の実施	
			38 被害者や支援者の安全確保							
		② 加害者の更生	39 加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討		② 加害者の気づき・更生を促す広報啓発や相談の実施	22 加害者を対象とした各種相談の実施		② 加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施	22 加害者を対象とした各種相談の実施	
			40 加害者への情報提供			23 加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知			23 加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知	
		③ 加害者の気づき	41 加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知			24 思春期相談センター「PRINK」における気づきの促進			24 加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討	
	42 精神保健福祉センター等での「心の健康相談」の実施		25 加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討							
	43 ソーレでの相談の実施									
	44 思春期相談センター「PRINK」における気づきの促進									
2	DV被害者の早期発見・安心して相談できる体制づくり	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備		2(3)②の各種相談窓口の周知をまとめて記載するとともに、項目出し。	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備		直接DVに関係するわけではないため、各種相談窓口の周知は削除し、窓口における配暴センターの周知とセンターとの連携を残すこととした	(1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備		
		① 配偶者暴力相談支援センターの周知	45 県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知		① 配偶者暴力相談支援センターの周知	26 広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した広報の実施		① 配偶者暴力相談支援センターの周知	25 広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知	
						27 リーフレット等の作成及び配布による広報			26 リーフレット等を活用した周知	
						28 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な広報の実施			27 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知の実施	
			46 市町村における広報紙等を活用した周知			29 市町村等関係機関・団体・企業への広報紙等を活用した周知実施の働きかけ			28 市町村等関係機関・団体・企業等の広報媒体を活用した周知実施の働きかけ	
						30 若者、高齢者、障害者、外国人等対象の相談窓口での周知			29 各種相談機関の相談窓口での周知	
						31 外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置			30 外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置	
	47 リーフレット等を活用した周知		② 各種相談窓口の周知	32 各種相談機関の周知						
	48 「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した周知									

柱	目標	現計画		考え方など	目標	次期計画(第2回委員会時点)案		目標	次期計画(修正案)	
		取組項目	取組の内容			取組項目(案)	取組の内容(案)		取組項目(案)	取組の内容(案)
DV被害者の早期発見・安心して相談できる体制づくり	② 発見、通報及び相談に関する体制整備	49	配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保	地域における関係機関等との連携強化を追加。(DVブロック会議、ネットワーク会議をイメージ)	③ DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	33	配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保	② DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	31	配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保
		50	警察との情報共有及び連携の強化			34	警察との情報共有及び連携の強化		32	地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施
		51	医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化			35	地域における企業、関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施		33	医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化
		52	子どもの権利110番との連携強化			36	医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化		34	子どもの人権110番などの子どもの相談機関・窓口等との連携強化
		53	苦情処理の体制整備			37	苦情処理の体制整備		35	苦情処理の体制整備
		2	(2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の強化			4	(2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の強化		5	(2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の強化
	① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上	54	相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加【再掲】	市町村との連携強化につながる項目をまとめた。	① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上	38	女性相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加	① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上	36	女性相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加
		55	相談員に対するスーパーバイズの実施【再掲】			39	女性相談員に対するスーパーバイズの実施		37	女性相談員に対するスーパーバイズの実施
		56	住民の身近な窓口として、福祉保健所でのDV被害者の支援			40	市町村の取組に対する助言等		38	各種メンタルヘルス研修受講の推進
		57	福祉保健所との連携強化			41	市町村の取組に対する助言等		39	相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備
		58	児童相談所との連携強化			42	市町村基本計画の策定と取組の推進		40	市町村の取組に対する助言等
		59	住民の身近な窓口として、市町村相談窓口でのDV被害者の支援			43	市町村役場の関係部署間の連携強化の促進に向けての働きかけ		41	市町村役場の関係部署間の連携強化の促進に向けての働きかけ
		60	市町村の取組に対する助言等			44	被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有		42	被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有
		61	市町村の取組に対する助言等			45	相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供		43	相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供
		62	市町村の取組に対する助言等			46	配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化		44	配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化
63		市町村の取組に対する助言等	47			福祉保健所との情報共有及び連携の強化	45		福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化	
64		市町村の取組に対する助言等	48			児童相談所との情報共有及び連携の強化	46		児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化	
65		市町村の取組に対する助言等	49			警察との情報共有及び連携の強化	47		警察と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化	
66		市町村の取組に対する助言等	50			警察との情報共有及び連携の強化	48		警察と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化	

地域における関係機関等との連携強化を追加。(DVブロック会議、ネットワーク会議をイメージ)

内容がかぶるため、31にまとめる。

子どもからの声を拾う必要があることから復活させ、より幅広い窓口が対応していることから、書き方を修正した。

市町村との連携強化につながる項目をまとめた。

職員のメンタルヘルスは各機関が対応するため、配暴センター分を記載。

DV被害者支援を行う中心機関である配偶者暴力相談支援センターと他機関、またDV被害者支援で特に関係の深い機関同士の関わりが分かるように整理し、更に警察を追加。

センター機能の強化には直接関わらないため、柱5(1)の「地域における見守り体制づくり」の連携強化のみに記載。

以下の「各機関と配暴センター」でまとめて、ここは削除。



柱	現計画			次期計画(第2回委員会時点)案			次期計画(修正案)		
	取組項目	取組の内容	考え方など	取組項目(案)	取組の内容(案)	取組項目(案)	取組の内容(案)	取組項目(案)	取組の内容(案)
3 DV 被害者の 一時保護 体制の 充実	(1)関係機関の連携による一時保護と安全の確保			(1)関係機関の連携による一時保護と安全の確保			(1)関係機関の連携による一時保護と安全の確保		
	① 迅速な一時保護の実施	69 警察等と連携した安全の確保	「安全の確保としての保護」と「女相での一時保護」で再整理。	① 関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	63 警察等と連携した安全の確保	① 関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保	58 警察等と連携した安全の確保		
					64 被害者や支援者の安全確保		59 被害者や支援者の安全確保		
					65 緊急避難体制の確保		60 緊急避難体制の確保		
		70 迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立			66 迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立		61 迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立		
		71 県域を越えた広域での保護体制の整備		67 県域を越えた広域での保護体制の整備(県外の婦人相談所等と連携した一時保護体制の充実)		62 県域を越えた広域での保護体制の整備(県外の婦人相談所等と連携した一時保護体制の充実)			
	② 同伴者を含めた安全の確保	72 被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援		68 一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備		63 一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備			
		73 関係機関に対する秘密の保持の徹底		69 関係機関に対する秘密の保持の徹底		64 関係機関に対する秘密の保持の徹底			
		74 一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備							
				70 被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援		65 被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援			
	(2)配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実			(2)配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実			(2)配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実		
	① 被害者の心理ケアの充実	75 専門機関との連携による心の健康の回復支援		① DV被害者の心理ケアの充実	71 専門機関との連携による心の健康の回復支援	66 心理ケア担当職員による心の健康の回復支援	心理ケアの方がメインなので順番変更	67 民間の専門機関を活用した心の健康の回復支援	
		76 心理ケア担当による心の健康回復支援			72 心理ケア担当による心の健康回復支援			68 児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施	
	② 子どもの心身のケアの充実	77 児童相談所等と連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施		② 子どもの心身のケアの充実	73 児童相談所等と連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施		民間への委託業務なので、「連携」から「活用」に修正。	69 療育福祉センターと配偶者暴力相談支援センターが連携した障害の心配のある子どもへの対応	
		78 療育福祉センターと連携した障害の心配のある子どもへの対応			74 療育福祉センターと連携した障害の心配のある子どもへの対応			70 心の教育センター・高知市教育研究所と連携した心配のある子どもへの対応	
					75 心の教育センター・高知市教育研究所と連携した心配のある子どもへの対応		配偶センターの名称を追加し、双方から見た連携と分かるようにした。		
	③ 保育、学習支援の充実	79 安心して遊ぶことのできる環境の整備		③ 保育、学習支援の充実	76 安心して遊ぶことのできる環境の整備			71 安心して遊ぶことのできる環境の整備	
		80 学校と連携した一時保護所での教育支援			77 学校と連携した一時保護所での就学支援			72 学校と連携した一時保護所での就学支援	
		81 就学のための様々な制度の情報提供と手続支援			78 就学のための様々な制度の情報提供と手続支援			73 就学のための様々な制度の情報提供と手続支援	
	④ 災害に備えた体制づくり	82 設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策						74 設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策	
	83 備蓄等の充実						75 備蓄等の充実		
	84 代替施設による事業の継続						76 代替施設による事業の継続		

柱	現計画			次期計画(第2回委員会時点)案			次期計画(修正案)			
	目標	取組項目	取組の内容	考え方など	目標	取組項目(案)	取組の内容(案)	目標	取組項目(案)	取組の内容(案)
3	DV被害者の一時保護体制の充実	(3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実			(3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実			(3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実		
		① 郡部における一時保護施設の確保	85 郡部における一時保護施設の確保	「避難場所の確保」と「確保を目的とした支援」を分けて、支援を別出し。	① 配偶者暴力相談支援センターの一時保護所以外の保護できる場の確保	79 民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センターの一時保護所以外の保護できる場の確保	77 民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実		
		② 民間支援施設等との連携	86 民間シェルターとの連携による一時保護体制の充実		② 民間シェルターへの支援	80 民間シェルターの運営安定化に向けた補助の実施	② 民間シェルターへの支援	78 民間シェルターの運営安定化に向けた支援の実施		
	87 障害者及び高齢者施設の活用									
4	DV被害者の自立支援	(1) DV被害者の生活再建			(1) DV被害者の生活再建			(1) DV被害者の生活再建		
				1-(3)①「人材の確保」から、自立支援員の業務内容(自立支援)を重視した記載に変更。	① 一時保護所入所時からの継続した自立支援	81 日常生活支援のための配偶者暴力相談支援センターの自立支援員による継続的支援の実施	① 一時保護所入所時からの継続した自立支援	79 日常生活支援のための配偶者暴力相談支援センターの自立支援担当職員等による継続的支援の実施		
					各種支援制度の情報提供や利用支援をまとめた。(提供サービスの内容に関して、県が直接拡充等を行えないもの)		82 心理的な自立のための配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実		80 心理的な自立のための配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実	
							83 自立支援施設の積極的な活用		81 自立支援施設の積極的な活用	
				② 各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援		84 母子生活支援施設における支援機能の充実	82 母子生活支援施設における支援機能の充実	82 母子生活支援施設における支援機能の充実		
				92と93をまとめ、「しごと応援室」を活用した支援を追加。	③ 住宅の確保に向けた支援	85 生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	83 生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援	③ 住宅の確保に向けた支援	84 県営住宅の募集時の優遇措置等による支援	
		① 住宅の確保	88 県営住宅の募集時の優先措置による支援			86 県営住宅の募集時の優先措置による支援		抽選回数増加等、「優遇」であり、表現を修正。	85 県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討	
			89 民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供			87 県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討			86 民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供	
			90 保証料補給制度、融資制度等の情報提供			88 民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供			87 ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との連携によるきめ細かな就労支援	
			91 県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討		④ 就労に向けた支援	89 ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」との連携による就労の支援		④ 就労に向けた支援	87 ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との連携によるきめ細かな就労支援	
			② 就労支援の充実	92 ハローワークとの連携による就職の促進	90、94、96等の情報提供、手続き支援は4(1)②にまとめた。					88 就職活動及び技能習得時の託児支援
			93 企業の理解の促進や求人情報の提供による就職の促進				90 就職活動及び技能習得時の託児支援			
	94 就業支援制度等の技能習得にかかわる情報提供									
	③ 生活支援の充実	95 就職活動及び技能習得時の託児支援	支援制度窓口のワンストップ化でなく、相談窓口のワンストップ化(市町村役場内の連携強化)を図っているので、削除。							
	96 生活保護等の情報提供と手続きに際しての支援									
	97 被害者の日常生活に対する支援の検討									
		98 支援制度窓口のワンストップ化								

柱 目 標	現計画		考え方など	次期計画(第2回委員会時点)案		次期計画(修正案)		
	取組項目	取組の内容		取組項目(案)	取組の内容(案)	取組項目(案)	取組の内容(案)	
4 DV被害者の自立支援	④ 民間支援団体等との連携による経済的支援	99 一時金や支援物資の提供などで、被害者をサポートしてくれる企業や民間支援団体の拡充		⑤ 民間支援団体等による支援の拡充に向けた取組の実施	91 一時金や支援物資の提供などで、被害者をサポートしてくれる企業や民間支援団体増に向けた働きかけ	⑤ 民間団体等による支援の拡充に向けた取組の実施	89 DV被害者支援への協力企業や民間支援団体の支援充実に向けた働きかけ	
	⑤ 庁内関係課による支援策の協議	100 関係課による県基本計画の進捗状況の把握や課題等の検討						
	(2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実			(2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実			(2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実	
	① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り	101 保護命令発令後の安全の確保	3-①安全の確保へ移動。	① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	92 保護命令発令後の安全の確保	① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	90 保護命令発令後の安全の確保	
		102 緊急避難体制の確保						
		103 地域のネットワークの構築による情報共有			93 地域のネットワークの構築による情報共有		91 地域のネットワークの構築による情報共有	
		104 住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知			94 住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知		92 住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知	
					95 要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携		93 要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携	
					96 児童相談所や福祉保健所等による育児支援		94 児童相談所や福祉保健所等による育児支援	
	② 被害者及び子どもの心身の回復の支援	105 関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り		② 被害者及び子どもの心身の回復の支援	97 関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り	② 被害者及び子どもの心身の回復の支援	95 関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り	
		106 養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア			98 養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア		96 養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア	
		107 スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア			99 スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア		97 スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア	
		108 民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	居場所づくりのみ再掲				98 民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進	
	109 配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実	新プラン80へ						
			③ 地域での居場所づくり	100 あったかふれあいセンター等との連携	③ 地域での居場所づくり	99 あったかふれあいセンター等との連携		
				101 民間支援団体との連携		100 民間支援団体との連携による居場所づくり【一部再掲】		

柱	現計画			次期計画(第2回委員会時点)案			次期計画(修正案)		
	取組項目	取組の内容	考え方など	取組項目(案)	取組の内容(案)		取組項目(案)	取組の内容(案)	
5 地域における取組の推進	(1) 地域での見守り体制づくり			(1) 地域における見守り体制づくり			(1) 地域における見守り体制づくり		
	① 市町村の取組強化	110 市町村基本計画の策定と取組の推進【再掲】	114とまとめた。	① 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化【再掲】	102 市町村基本計画の策定と取組の推進【再掲】		① 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化【再掲】	101 市町村基本計画の策定と取組の推進	
		111 広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等の周知			103 広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等周知実施の働きかけ【再掲】			102 広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等周知実施の働きかけ【再掲】	
		112 市町村役場の関係部署間の連携強化の促進			104 市町村役場の関係部署間の連携強化の促進に向けての働きかけ【再掲】			103 市町村役場の関係部署間の連携強化の促進に向けての働きかけ【再掲】	
		113 被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有			105 被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有【再掲】			104 被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有【再掲】	
		114 相談窓口等職員に対する研修の実施			106 相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供【再掲】			105 相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供【再掲】	
		115 配偶者暴力相談支援センターによる情報提供や職員研修							
		116 ブロック別関係機関連絡会議を通じた連携強化			② 関係機関等との連携強化に向けた取組	107 ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【再掲】		② 関係機関等との連携強化に向けた取組	106 ブロック別DV関係機関連絡会議の開催【再掲】
	(2) 早期発見、通報及び相談体制づくり			(2) 地域における早期発見、通報及び相談体制づくり			(2) 地域における早期発見、通報及び相談体制づくり		
	① 地域の関係機関・団体、者による発見、通報、相談	117 地域における関係機関・団体、者との連携強化		① 関係機関等との連携強化に向けた取組【再掲】	108 地域における関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施【再掲】		① 関係機関等との連携強化に向けた取組【再掲】	107 地域における企業、関係機関・団体、者との連携強化・理解促進のための取組の実施【再掲】	
	② 各種支援制度の活用による生活再建	118 生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供及び利用への支援			109 生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【再掲】			108 生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【再掲】	
	(3) 自立支援の取組			(3) 地域における自立に向けた支援の取組			(3) 地域における自立に向けた支援の取組		
	① 自立への継続的な支援	119 地域のネットワークの構築による情報共有【再掲】		① 生活再建に向けた各種支援の実施	110 地域のネットワークの構築による情報共有【再掲】		① 生活再建に向けた見守り支援	109 地域のネットワークの構築による情報共有【再掲】	
	② 地域での居場所づくり	120 あったかふれあいセンター等との連携			111 あったかふれあいセンター等との連携【再掲】			110 あったかふれあいセンター等との連携【再掲】	
		121 民間支援団体との連携			112 民間支援団体との連携【再掲】			111 民間支援団体との連携による居場所づくり【再掲】	
	③ 子どもの健やかな成長の見守り	122 児童相談所や福祉保健所等による育児支援		② 子どもの健やかな成長の見守り	113 児童相談所や福祉保健所等による育児支援【再掲】		② 子どもの健やかな成長の見守り	112 児童相談所や福祉保健所等による育児支援【再掲】	
		123 要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携			114 要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携【再掲】			113 要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携【再掲】	
		124 養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア【再掲】			115 養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア【再掲】			114 養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア【再掲】	
		125 スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア【再掲】			116 スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア【再掲】			115 スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア【再掲】	